

公立高校及び国立大学の男女別学に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年二月一日

櫻井 充

参議院議長 斎藤 十朗殿

公立高校及び国立大学の男女別学に関する質問主意書

男女共同参画社会基本法が施行されたが、同法に従えば、すべての公立高校及び国立大学を共学にしなればいけないのか。また、公立高校及び国立大学の男女別学は、憲法第十四条の定める法の下での平等に違反するか。政府の見解を示されたい。

右質問する。